

安城北部小いじめ防止基本方針

安城市立安城北部小学校

1 基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが大切である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、安城市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等の具体的対策

(1) いじめの予防及び早期発見

①相談活動を充実する。

- ・児童との親和的な関係を築くとともに、いじめは絶対に許さない、見逃さないという姿勢で対応していく。
- ・定期的に個別の教育相談日を設け、児童理解に努める。
- ・日記指導を継続的に行い、児童の内なる声を常に受け止めることに努める。

②各学期にいじめの調査を行う。

- ・原則として、7・12・3月に実施する。
- ・いじめが発覚した場合は、必要に応じて、それ以外にも随時実施する。
- ・以下のように調査をし、対応をしていく。

調査 原則として全学年が同時に調査を行う。学級担任は、児童が素直に自らを振り返る機会とする。

↓

集計 学級担任 → 学年主任 → 生徒指導主任と迅速な集計に心がける。
急を要する場合、学級担任は早急に連絡し、学級担任の判断だけで動かない。

↓

検討 児童指導・支援委員会で対応の仕方について検討する。生徒指導主任は、新たないじめ・継続するかを分け、いじめ・いじめられやすい児童の対応を記録する。場合によっては、スクールカウンセラーにも相談依頼をする。

↓

対応 被害者の立場から毅然と対応する。一方、加害・被害両者の和解に心がける。

- 重大な場合……………早急に家庭訪問をして、被害児童と保護者に心配していることを伝え、事実を確認する。
- 緊急でない場合……………調査してから数日内を目安として、内々に被害者へ心配していることを伝え事実を確認する。

③「北小ふれあいネット」を実施する。

- 実施方法

- ・ 2 学期・ 3 学期に、各学級の代表や通学班の班長・副班長を集めて、主にいじめの防止に関する内容を話し合う場を持つ。
- ・ P T A の学級委員や青少年健全育成会委員、スクールヘルパーの参加も考慮する。

○参加児童

- ・ 学級や通学班の代表を優先するが、会の趣旨によって異なる。

(2) いじめ防止への啓発活動

- ①全ての教育活動のなかで、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。
- ②児童の自浄力を高める人権集会を実施する。
 - ・ 人権集会を 2 学期に行う。
 - ・ 青少年健全育成啓発標語・ポスターの募集・顕彰を行う。
 - ・ いじめ防止に向けての寸劇等、児童自身がいじめ防止について考えることのできる企画内容となるよう支援する。
- ③いじめを許さない学校風土づくりをする
 - ・ 「いじめを、しない、させない、みていない」の合い言葉を呼びかける。
- ④いじめ防止に関わる標語・作文コンクール等への積極的な参加を促す。
- ⑤「安城北部小いじめ防止基本方針」を、全家庭に配布するとともに、ホームページに掲載する。

(3) いじめ不登校対策委員会の設置

いじめや不登校に関わる問題について、きめ細やかな対策が全職員で十分に協議できるよう、毎月開催し、迅速な対応に当たる。

運営委員会（生徒指導委員会）…毎月第三木曜日開催

校長、教頭、教務主任、校務主任・生徒指導主任・養護教諭・各学年主任
 ・いじめ、不登校、特別支援教育について協議

生徒指導部会…随時開催

生徒指導主任・養護教諭・児童支援担当・各学年主任
 ・問題行動(いじめ加害児童への対応を含む)について協議

(4) 地域との連携

地域の有識者といじめの問題について協議する場として、「安城北部小学校健全育成会」、「北小ふれあいネット」を積極的に且つ有効的に活用する。

3 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、学警連携を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急招集し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切な情報を提供する。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「安城北部小いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みとしては、P D C A サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) 2 学期末に実施する「学校評価」アンケートに、いじめに関する項目を盛り込み、児童・保護者・青少年健全育成会委員・教職員による評価を行い、「いじめ・不登校対策委員会」で検証し、見直しを図る。